

## 取締役の報酬の概要及び決定までの手続き

2021.5.31 現在

### 1. 報酬等に関する概要及び方針

当社は、2021年3月1日施行の会社法改正に伴う対応として、2021年2月26日開催の取締役会にて、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインの方針に基づく、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について決議しております。

当社の社外役員を除く当社の役員報酬は、「中長期的な業績等を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進させる」ことを基本方針とし、業績連動の割合を高めた役員報酬体系としており、取締役会は、人事・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の報酬の額は、株主総会の決議によって決定された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、月例報酬のみで構成し報酬の水準は、第三者による国内企業の報酬水準を参考にしており、監査役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を継続的に配置し、毎年4月に事業会社ごとの前年業績結果を確認し、報酬水準の妥当性を検証することにより、客観性、透明性に配慮したものとしております。

#### ①取締役（社外役員を除く）報酬制度の概要

| 種類      | プラン           | 内容                                       | 業績連動の有無 | 交付物  | 評価対象 |
|---------|---------------|--|---------|------|------|
| 月額報酬    | 月例報酬          | 基本報酬<br>役割報酬                             | 固定      | 金銭   | —    |
|         | 年次業績報酬（月次反映）  | 前年度の業績達成率及び取締役個人の評価によって支給額が決定される業績連動金銭報酬 | 業績連動    |      | 短期   |
| エクイティ報酬 | 譲渡制限付株式報酬（RS） | 中期経営計画に連動し、対象期間の1年ごとに付与する事前確定届出型の株式報酬    |         | 業績連動 | 株式   |

#### ②役位別報酬、業績連動報酬等及び非金銭的報酬等の支給割合の概要

下記の表に基づき、個人別の報酬等は、連結営業収益及び連結経常利益の予算達成率を基に算出される業績達成ポイント別に、役位に応じて定められた支給率の範囲内で、取締役毎の業績評価により支給率を決定し、標準値に支給率を乗じた金額を報酬額とします。

| 役位別報酬         | 割合（％） |                    |                |   | 合計（％） |
|---------------|-------|--------------------|----------------|---|-------|
|               | 固定報酬  | 業績連動報酬             |                |   |       |
|               | 金銭    | 株式報酬型ストックオプション(SO) | 譲渡制限付株式報酬 (RS) |   |       |
| (代表取締役) 会長・社長 | 45    | 40                 | 10             | 5 | 100   |
| (代表取締役) 副社長   | 45    | 40                 | 10             | 5 |       |
| (代表権無) 会長・副社長 | 50    | 35                 | 10             | 5 |       |
| 専務取締役         | 55    | 30                 | 10             | 5 |       |
| 常務取締役         | 58    | 27                 | 10             | 5 |       |
| 兼務取締役         | 60    | 25                 | 10             | 5 |       |

注) 構成比は、合計総報酬額を100%とし、報酬の種類ごとに「平均値(%)」で記載しております。

## 2. 人事・報酬諮問委員会メンバー

|              |    |
|--------------|----|
| 社外取締役（委員長含む） | 2名 |
| 社外監査役        | 1名 |
| 子会社役員        | 2名 |

※事務局3名

## 3. 報酬決定の手続き

当社は、対象取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外役員とする人事・報酬諮問委員会を設置しております。

対象取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、人事・報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

|    | 会議体        | 内容   |
|----|------------|--|
| 3月 | 人事・報酬諮問委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度業績結果確認</li> <li>翌年度報酬水準（係数）の修正有無を取締役に答申</li> </ul>   |
| 4月 | 取締役会       | <ul style="list-style-type: none"> <li>翌年度報酬水準（係数）及び業績達成ポイントの決定</li> </ul>   |
|    |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>役位別個人報酬の計算</li> <li>事業会社代表取締役社長による個人報酬の決定</li> <li>譲渡制限付株式の割当個数の計算（新任役員のみ）</li> <li>譲渡制限付株式の解除個数の計算（退任役員のみ）</li> <li>新株予約権の割当個数の計算（全取締役）</li> </ul> |
| 5月 | 取締役会       | <ul style="list-style-type: none"> <li>子会社3社との免責的債務引受契約書締結</li> <li>譲渡制限付株式、株式報酬債権付与</li> <li>譲渡制限付株式としての自己株式処分</li> <li>譲渡制限付株式の割当個数、解除個数の決定</li> <li>新株予約権の割当個数の決定</li> </ul>            |
| 6月 |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種契約書締結</li> <li>譲渡制限付株式、新株予約権の割当及び解除</li> <li>新年度月例報酬額払込開始</li> </ul>  |

以上